

最高裁秘書第1551号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

大阪地裁が、大阪弁護士会に対し、大阪地裁第15民事部（交通部）の判決書（全件）を開示した際の連絡文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年8月30日付け（同年9月3日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第46号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）